

第5号様式（第7条関係）

会 議 録

会議の名称	令和2年度第2回清須市地域包括支援センター運営協議会
開催日時	令和2年8月7日（金） 午後2時から午後3時
開催場所	清須市役所 北館2階 第1・2会議室
議題	1. 開会 2. あいさつ 3. 議題 (1) 包括支援センターの設置について 4. その他 5. 閉会
会議資料	次第 清須市地域包括支援センター運営協議会委員名簿 資料1 包括支援センターの設置について 参 考 第1回清須市地域包括支援センター運営協議会における委員からの意見
公開・非公開の別（非公開の場合はその理由）	公開
傍聴人の数（公開した場合）	2人
出席委員	時田委員、田中委員、山口委員、山内委員、櫻井委員、大野委員、高橋委員、小島委員、辻委員、後藤委員、島野委員
欠席委員	なし
出席者（市）	河口健康福祉部長
事務局	（清須市役所高齢福祉課） 古川高齢福祉課長、幸村課長補佐兼介護予防係長、石黒主任主査、竹内主査 （清須市社会福祉協議会） 清須市地域包括支援センター 柴垣管理者、松岡係長
	1. 開会 ●事務局 ただいまから「令和2年度第2回清須市地域包括支援センター運営協議会」を始めさせていただきます。私は、本日の進行役を務めさせていただきます、高齢福祉課長の古川です。よろしくお願いいたします。

会議に入る前に、委員の皆様にあらかじめご承知いただく事項として、本市では「附属機関等の会議の公開に関する要綱」を定めており、本協議会の会議及び会議録は公開することとなりますので、よろしくお願いいたします。

それでは、開会に当たりまして健康福祉部長河口よりご挨拶を申し上げます。

2. あいさつ

●河口健康福祉部長

〔部長あいさつ〕

●事務局

ありがとうございました。

なお、前回の会議で委員の皆様からいただいた主な意見を別紙のとおり、まとめましたので右上に「参考」と記載してあります【第1回清須市地域包括支援センター運営協議会における委員からの意見】をご覧ください。

要点をお伝えさせていただきますと、西枇杷島地区のようにセンターから距離的に遠いところを担当している民生委員からしてみると、職員との連携がスムーズではないこともあり得、相談がしづらいということもあるのではないかと。

また、独居高齢者の絶対数が増加していく中で、そうした方に対してアウトリーチの支援をしていくことも今後求められる。複数配置については考慮すべき点も多々あると考えられるが、まずは、慎重を期す意味でも、一つずつ増やしていく形で進めていってはどうか。

こちらは、実際に運営をしております地域包括支援センターの意見でございますが、高齢者の増加に伴い、相談件数も増加している。近年、特に複合的な課題を抱えた困難ケースも増加しており、センター数においては一概にたくさんあれば良いというものではないと思われるが、より身近なところにもう1か所くらい窓口があると、地域からの情報が入りやすく、早い段階での支援が期待出来るのではないかと、というご意見をいただきました。

先程、部長の河口からもお話をいただきましたが、本日は日常生活圏域を考慮したセンターの設置数等について皆様からご意見をいただきたいと思っております。

なお、議事進行につきましては、本協議会設置要綱第6条の規定により会長が議長になることになっておりますので、以後の進行につきましては、後藤会長よろしくお願いいたします。

◎後藤会長

会長の後藤でございます。

議事に入る前に、島野副会長に新型コロナウイルスに対する所見をお伺い出来ればと思いますのでよろしくお願いいたします。

◎島野副会長

専門ではございませんが、医療従事者としては第2波が想定よりも早かったと感じております。現在は、市中感染化しており、誰が感染してもおかしくない状況となっております。新型コロナウイルスに感染した方は、その方自身は被害者であり、差別的な発言が昨今見受けられますが、そのような事がないようにしていきたいと思っております。感染予防としての手洗い・マスクであります。感染は飛沫感染、所謂目に見えないウイルスを含んだ口からの分泌液と手から口、手から目というように触った物から感染する接触感染であり、手洗いをすることと色々触った手で目や顔を触らないこと、その他皆さんが共有される物品、例えばパソコンのキーボードなどはアルコール等で消毒した方が良いと言われております。マスクについては、自分が感染しないために着用するのではなく、自分が他人に移さないためにするものであります。それを全員でやれば、人に感染させず、結果的に自分も感染しないということになりますので、外出時は暑い時期ではありますがマスクを着用し、2 m以上離れていればよろしいですが、近くに人がいる時は出来るだけマスクを着用し、人に移さないように心がけていただくのが大事であります。

◎後藤会長

ありがとうございます。

それでは、ただ今から議事に入らせていただきます。

円滑な議事進行にご協力いただきますようよろしくお願いいたします。3. 議題について事務局から説明をお願いします。

3. 議題

●事務局

〔資料に沿って説明〕

(資料1)

◎後藤会長

事務局から説明のあった内容について、何かご質問等ございますか。

○田中委員

2 本市の包括支援センターの状況（3）についてですが、北名古屋市を見ると株式会社が委託法人となっています。センター運営業務は利益が出る事業なのでしょうか。

●事務局

センター運営の歳入部分につきましては、包括的支援事業に対する市からの委託料とセンター自身で稼ぐプラン料がございます。そのバランスにより収支が決まりますが、マイナスとなるセンターもございますし、仮にプラスになったとしても市に余剰金を返還しているセンターもございます。収支については委託内容にも依ると考えられますが、事業自体は利益を追求するものではございません。なお、センターの委託方法につきましては、プロポーザル等の公平な方法で受託者を選定していると思います。また、受託法人はセンター運営業務以外にも、介護事業を行っていると思いますので、総合的な視点で経営をしていらっしゃるのかなと思われます。

○田中委員

本市においては、センター運営業務を清須市社会福祉協議会が行っておりますが、センターを複数配置した場合の法人の確保は本当に可能なのでしょうか。例えば、支部のような形態で委託するのはどうでしょうか。

●事務局

同一法人が業務を行うのであれば、そうした考え方もあるのかもしれません。

○田中委員

今は、同一法人ではなく別の法人への委託を想定していますか。

●事務局

別の法人も想定して、センター数と委託形態を本協議会で結論づけていきたいと思っております。抛って、現段階で必ず別の法人でということを考えているわけではございません。

○高橋委員

2 本市の包括支援センターの状況（1）のケアプラン作成（委託）についてですが、平成29年度までは件数が増加しているにもかかわらず、それ以降減少している要因は何ですか。

●事務局

高齢者の増加に伴い、総合相談件数も右肩上がりでございますが、ケアプラン作成については、要支援者及びチェックリスト該当者に対するプラン件数でございます。平成29年度より介護予防・日常生活支援総合事業を開始しまして、以前はデイサービスを例えば1回行けば、その後永遠に通い続けるということだと思いますが、要支援者のような身体機能の維持・改善の見込みがある方に対しては、卒業型の理学療法士等が行う短期集中プログラムを提供しております。改善した方は、プログラム終了後、いこまいか教室等の運動教室に通っていただいておりますので、必然的に要支援認定の更新時期が来た時に更新をしなければ要支援者数は減少しますので、結果的にケアプラン数も減少していくということになります。

○田中委員

センターを複数配置する場合、今の社会福祉協議会の場所は変えられないので、他のセンターをどこに設置するのか、同一法人の支部を置くということであれば法人の確保は容易であると思いますが、そうではなく委託先の選定などからという話であれば、委託先の募集など具体的な話を進めていかなければいけないと思います。

●河川健康福祉部長

誤解が生じているといけないのですが、3 センターを複数配置する場合のメリット・デメリットで、確かに2センターの部分に太枠をしてありますが、事務局として単独センターという考え方を排除しているわけではございません。単独センターで運営していくことも不可能ではないと思われませんが、サービスの充実という点でいかがか。また、3センターだと経費的な部分でいかがか。というようにセンター数に応じた客観的な事実をお伝えさせていただきました。そうした点を踏まえまして、皆様から忌憚のないご意見をいただければと思いますので、よろしくお願いいたします。

○時田委員

日常生活圏域については4圏域となり、センターの設置については、春日地区の高齢者数等を考慮し2センターか3センターが望ましいのではないかと考えていると思いますが、どのように増やしていくか、委託先はどうするかという点で、現状運営をしている社会福祉協議会としましては、ランチという方法も考えられなくはないのですが、将来的な高齢者のニーズ応えていくためにもう1センター増やしたらいかがかなと思っております。また、仮に増やすということであ

れば、社会福祉協議会で受託したいという思いを持っております。

●河川健康福祉部長

4 センターを複数配置する場合のスケジュールについて、具体的な話を早く進めていった方が良くはないかというご意見がございました。本協議会でセンターの設置数等を決定し、策定委員会でご承認いただき、第8期介護保険事業計画に反映させてまいります。この事業計画を基に歳入歳出、要は保険料と事業費を今後算出していく流れとなります。予算については、3月議会の議決を経て決定されますが、予算の確定を以て次の一步を踏み出さなければいけませんので、水面下でのある程度の調査等は実施出来ますが、実際に動き出すことは出来ないということをご理解いただければと思います。

また、利便性等を考慮し同一法人でということも可能性としては勿論ございますが、契約は公平・公正な方法で委託先の選定を行う必要がございます。

◎後藤会長

本協議会において、2センターで了承いただき複数配置することとなった場合、運営業務に精通している社会福祉協議会が、委託先として相応しいと本協議会の中でなったとしたら、そうした意見は反映されますか。

●河川健康福祉部長

仮に2センターに決まり、もう1社をどこにするかという話となりますと、手順としてはプロポーザル方式をとります。単純な価格比較だけではなく、提案内容、実績等を総合的にプレゼンテーションしていただいた上で、評価委員が決定していくこととなります。本協議会で、社会福祉協議会が最適であるというご意見をいただくことは出来ますが、それを根拠に委託先を決めることは出来ません。プロポーザルを行う会場において、評価委員の方にそうした意見があったということを知った上での、採点・結果となります。

◎後藤会長

他に意見がなければ、これにて全ての議題は終了となります。皆様、円滑な議事進行にご協力いただきありがとうございました。続きまして、4.「その他」ですが、事務局から何かありますか。

4. その他

	●事務局 自由闊達なご意見ありがとうございました。第3回の策定委員会で本日も協議いただいた内容を踏まえ、最終的な包括支援センターの設置数等についてご承認いただきます。 次回の「令和2年度第3回清須市地域包括支援センター運営協議会」は、翌年3月下旬を計画しております。よろしくお願いいたします。 ◎後藤会長 その他、何かご意見がございませんか。 ○高橋委員 新型コロナウイルスの最近新聞やテレビで話題に上がっているうがい薬の効果についてはどうなのでしょう。 ◎島野副会長 論文を読んではおりませんが、書かれた先生の質疑応答を読ませていただくと、予防にはあまり効果はないようであります。イソジンでうがいをしなくとも、歯磨きや水・塩水でうがいをする事で少量のウイルスは除去されます。実際にウイルスに感染・発症した方の口腔内のウイルスの増殖を抑える効果はあるようですが、予防的な使用は基本的にはあまり意味がないというのが、その先生の考えのようです。正常な粘膜がイソジンのような消毒液により障害を受ける部分もあり、また、正常な粘膜があればこそ感染にも強く、あえて傷みつける必要もございませんので、良いことばかりではありません。予防的な範囲としては、真水、塩水でうがいをしていただくか、歯磨きをしてもらうことで十分ではないかと考えております。 ◎後藤会長 以上をもちまして「令和2年度第2回清須市地域包括支援センター運営協議会」を閉会いたします。 5. 閉会 (午後3時終了)
会議の結果	会議の経過に示したとおり